

特許制度小委員会報告書案「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しに向けて（案）」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

I. 全体

通し 番号	意見種別	寄せられた御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1. 特許制度小委員会に関する意見				
1		・報告書の最終案を確認するにあたり、小委員会を開催せずに、取り纏められたのは、どのような理由か。	1	報告書の最終案については、第10回特許制度小委員会の審議にて若干の修正意見をいただいた上で、おおむね御了承いただきました。修正箇所については、さらに第11回特許制度小委員会を平成26年12月25日に開催（書面審議）し、各委員から最終的な御了承をいただいております。
2. 意見募集手続に関する意見				
2		・「件名を「産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 報告書「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しに向けて」（案）への意見」と明記してください。」とあるが、このとおりにやると50文字という制限を越えてエラーになる。	1	特許庁HPからは御指摘の不備がございましたので、早急に修正し、対処いたしました。

Ⅱ．職務発明制度の見直し

通し 番号	意見種別	寄せられた御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1. 職務発明制度の見直しの経緯に関する意見				
3	①賛成	・報告書案の「1. 職務発明制度の見直し」に記載の方向性に基本的に賛成する。 ・職務発明制度の見直しとして、様々な使用者への配慮をしつつ、特許法が発明を奨励するという方向性に、賛成する。 ・イノベーションを推進するために研究者のインセンティブを維持することを念頭においた、職務発明制度の改正に関する報告書案の内容に概ね賛成する。 ・職務発明制度の改正の方向性について、「二重譲渡」、「特許を受ける権利が共有に係る場合の帰属の不安定性」などの問題が解消されることは、特許制度を利用する企業の立場として、たいへんありがたく、賛成する。	14	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
4	②反対	・現行職務発明制度の改正に反対する。 <理由> ・特許法第35条第4項・第5項の「不合理と認められるもの」、「不合理と認められる場合」に係る判例が、未だ何ら蓄積されていない現段階での法改正は、時期尚早である。 ・現行の職務発明制度は優れた制度で、共同発明等の問題は、法解釈で解決できる。 ・現在でも、旧法基準と現行法基準の2つが併存しているのに、さらに新法基準を積み上げることは、複雑さを増すだけであり全く歓迎されない。	1	報告書案第2頁及び第3頁にもありますように、近年の、グループ単位での発明や発明者以外の多くの従業者も発明に協力しているという事情、一製品多特許化という状況から、対価に係るリスクが再び高まる恐れがあるとともに、いわゆる二重譲渡問題や権利の共有に係る問題につきましても、当小委員会では、職務発明に関する特許を受ける権利が初めから使用者等に帰属することで、これらの問題を解決することが、最も確実であるとの議論となりました。
5	③制度改正	・職務発明制度の改正は、発明を生み出す主体となる使用者及び従業者のインセンティブを確保する制度の一つとして適切なものとされなければならない。 ・インセンティブ施策のための勤務規則等の整備に時間がかかることも予想されるので、帰属についての意思表示を行う前、あるいは、勤務規則等の整備前に発明が成されたような場合の手当として、遡及的に適用される社内規則を制定することや個別に契約を締結するなどの対応が可能になるなどして、弾力的な運用が可能ないように、法文等を構成するよう要望する。	2	報告書案の内容を踏まえた具体的な制度設計の際には、御指摘の点も含め、検討してまいります。
6	④審議会での議論	・発明実績のある発明者本人に対する聞きとり調査やアンケート調査などを行い、その結果を踏まえた検討を行うべきであり、その面が欠けたまま報告書とするべきでない。 ・本来は、本報告書案と合わせて、同時に「ガイドライン」案を提示すべきであり、今回の審議の運営方法に問題がある。 ・「企業におけるイノベーション」について、ここで想定されているのは、大企業における発明者であり、中小企業の発明者は想定されていないのではないかと考えられ、中小企業の実態や統計データ・アンケート調査も踏まえて考える必要がある。	3	発明者の実態や中小企業を含めた企業の実態については、アンケート調査等を実施しております（産業構造審議会知的財産分科会第1回特許制度小委員会資料4から資料7参照）。 ガイドラインの具体的内容については、今後、当小委員会等において審議してまいります。

7	⑤報告書案の記載ぶり	・今回の職務発明制度改訂の出発点は、現行法における対価の額の予測可能性が極めて低く企業経営に大きな影響が生じている、との問題提起からスタートしているはずだが、今般の「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しに向けて（案）」では、予測可能性について一定程度高まったと評価し、当初の課題とは異なる前提で取りまとめられている点に若干の違和感がある。 ・「企業の自主的な創意工夫に委ねることが望ましい」とした後で、「使用者の規模、業種、研究開発体制、遵法意識、従業者等への処遇などに大きな濃淡があるため」、「使用者等の自主性のみに委ねても従業者等への発明のインセンティブが確保されるとはいえない」とあるが、少なくとも、「規模、業種、研究開発体制」に「大きな濃淡がある」とことは、企業の自主性を尊重すべきファクターであり、これらと、「遵法意識、従業者等への処遇」を並列させてインセンティブを担保するため考慮すべき要素として整理することに違和感があるので、該当箇所から「規模、業種、研究開発体制」は削除すべきである。 ・大学は企業と比べて、その設立趣旨、社会的機能、組織体制、大学法人（使用者）と教職員（従業者）との関係、知的財産の活用方法（大学は事業として自己実施しない、など）等の面で異なっているから、報告書案で対象としている知的財産の取扱いについては、企業と同じにすべきではない。	3	平成16年の制度改正により、予測可能性は一定程度高まったとの評価はできると考えられますが、他方で、報告書案第2頁及び第3頁にもありますように、近年の、グループ単位での発明や発明者以外の多くの従業者も発明に協力しているという事情や、一製品多特許化という状況の変化から、今後、対価に係るリスクが再び高まる恐れがあります。 「使用者等の規模、業種、研究開発体制、遵法意識、従業者等への処遇などに大きな濃淡があるため」という記述は、企業における研究者のインセンティブ施策について、企業の自主性に委ねるべきではないという趣旨ではございません。 大学につきましては、報告書案第4頁に「特許を受ける権利の従業者等帰属を希望する法人（特許を受ける権利を研究者に帰属させることが適切な大学や研究機関や、特定の組織に専従せずに個人として活動する優れた研究者を引きつけるために特許を受ける権利の従業者等帰属を経営戦略として選択する企業等）については、従前通り、それを可能とするものとし、本制度改正によって不利益を被ることのないようにする」とありますように、企業と異なる大学の事情に配慮いたします。
8	⑥現行制度	・現行特許法第35条は、使用者等が策定する勤務規則等が不合理な場合を想定して定められており（第4項、第5項）、労使間での紛争解決のための調整の役割を担っているともいえ、その趣旨は見直し後も維持されるべきである。 ・いわゆる「二重譲渡」の問題は背信的悪意者排除論や対抗要件制度の改正により、また、共同研究に基づく共有の問題は少なくとも黙示の同意が推定されると認められることなどにより解決できる問題であり、現行制度を変更しなくても解決できると考えられる。 ・「企業におけるイノベーションの障害」となる問題として、「二重譲渡」と「特許を受ける権利が共有に係る場合の帰属の不安定化」の問題点を挙げているが、前者については、既に特許法で手当てされており、後者については、今始まった問題でなく、知的財産部門が適切に管理していれば、問題となるものではない。 課題となるのは、発明者が「真」の発明者として正しく認定されているのか、いわゆる発明協力者と発明者を明確に区別できているのか等ではないか。本小委員会では訴訟事件を回顧して、新たな法改正に繋げようとする視点が欠けている。 ・近年の企業における技術イノベーションは、発明創作活動がチームプレー化していると考えられるが、報告書案で指摘されている「二重譲渡」や「特許を受ける権利が共有に係る場合の帰属の不安定性」の問題はデータ上も僅少であり、これらが国内におけるイノベーションの大きな障害となっているとは思われない。	4	使用者等と従業者等の調整に係る現行特許法第35条の趣旨を維持すべきという点については、御指摘のとおりと考えております。 いわゆる二重譲渡問題や権利の共有に係る問題に関し、当小委員会では、職務発明に関する特許を受ける権利が初めから使用者等に帰属することで、これらの問題を解決することが、最も確実であるとの議論となりました。

2. 方針第 1（法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障すること）に関する意見				
9	①賛成	・発明のインセンティブとして、経済上の利益（金銭以外のものを含む）の付与義務を法定することについて賛成する。 ・勤務規則等に基づき、発明のインセンティブとして、発明成果に対する報いとなる経済上の利益（金銭以外のものを含む。）を従業員等に付与するという制度を採用すべきである。ただし、このようなインセンティブ施策を講じることを使用者等に直接義務づけることは、当該使用者等にとって過大な負担になり得ることから、適切なインセンティブ施策がない場合には、「法定の報奨金請求権」の発生を肯定する等の建て付けにすることにより、使用者等が適切なインセンティブ施策を講じることを促すべきである。 ・「特許を受ける権利」を原則として使用者帰属とするとともに、使用者が発明者である従業者等に対して、今後策定されるガイドラインに基づき、「経済上の利益」を付与する義務を課する旨の改正の方向性に賛成する。 職務発明制度の改正は、発明を生み出す主体となる使用者及び従業者のインセンティブを確保する制度の一つとして適切なものとされなければならないのであり、従業者のインセンティブを切り下げてはならない。 ・職務発明に関する「特許を受ける権利」を、初めから使用者に帰属するものとし、使用者は勤務規則の定めに基づき、発明成果の報いとなる経済上の利益を従業者に付与するという改正案については、従来制度における「相当の対価」の算定に要する労力やコストの観点から、賛成する。	10	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
10	②反対	・被用者である発明者へのインセンティブ施策は全て経営の課題であり、立法の介入は不適切・不要である。	1	報告書案第 3 頁における「使用者等の規模、業種、研究開発体制、遵法意識、従業者等への処遇などに大きな濃淡があるため、使用者等の自主性のみに委ねても従業者等の発明へのインセンティブが確保されるとは言えない場合もある。」との観点に鑑み、現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障する必要があると考えております。
11	③経済上の利益がインセンティブとは言い切れない	・発明のインセンティブとして経済上の利益を付与することも一つの方策ではあるが、研究者は、自分の研究の成果が将来、社会や人々（製薬企業の場合には特に患者さん）に貢献することを目的に研究を行い、その目的の達成が一番の報いであり、研究者としての充実感、満足感も得られると考えているため、必ずしも経済上の利益の付与が必須の発明のインセンティブとはいき切れない。 ・対価が現金のみというのはおかしい。従業員の発明へのインセンティブは、お金だけではない。また、相当の対価が前提とした制度は不安定であり、発明者への報酬は企業が自身の努力や工夫によって決定すべきである。	2	経済上の利益の具体的内容については、使用者等と従業者等の調整の手続に関するガイドラインに従って、経済上の利益の付与を決定する際、各企業等が自主的にその具体的内容を決定していくものと考えております。また、経済上の利益には、金銭以外のものについても排除しておりません。

12	④経済上の利益の内容	・イノベーションは技術に限定されないため、本当にイノベーションを促進したいのであれば、発明に限定せず幅広くマーケティングや広告でのアイデア提供者も含めた技術に偏らない報奨制度も採用可能とすべきである。 ・「金銭以外のものを含む」には当該職務発明に係る特許を受ける権利又はそれに基づく特許権そのものを含むこととすべきである。 ・各企業が発明者のモチベーションを最大化するような仕組み作りができるよう、特許を受ける権利を最初から企業に帰属させ、企業が発明者に、補償ではなく表彰や報奨として、自由に報いられる制度に見直していただけることを希望する。 ・「①発明に対する対価の問題」について、日本における職務発明訴訟の多くについて根本原因とされてきた「相当の対価」という表現を撤廃した点については賛成。これにより、企業が発明の対価を事後に「予測」するコストが低減し、予測不可能性のある程度取り除くことができるが、『経済上の利益（金銭以外のものを含む）を従業者等に付与する義務を課すことを法定する』という点については疑問が残る。 - ここでいう「金銭以外のもの」は、例えば、昇進や部下の増員などが考えられるが、これらは法律で定めることにそぐわない性質のものではないか。同時に、そもそも金銭に換算することが困難な面も持っているため、この部分を法定することで、企業の自主性を不必要に狭めることになってしまうことを懸念する。 - 代替案として、契約の毎年度更改を義務付けることを提案する。一時的な賞与や年俸の上昇といった「経済上の利益」のみならず、会社内でのポジションによる処遇を交渉のテーブルに乗せることを可能とすることで、研究者の意欲を上げることができると考える。 - 企業内の研究者全員について毎年度の成果を精査し、さらに交渉して契約更改することには人的コストがかかるであろうが、1年間のすべての発明や特許の各々について各人の貢献度を数字で算出するという、現在多くの企業で行われているとされる作業と比してそこまで大きな負担増加とは思えない。さらに重要なことは、研究者にとって、その1年の自分の働きを会社側がどう捉えているのかという情報が得られることであり、使用者と研究者が方向性を逐一確認し、同じ方向に向かって進んでいくことを可能とするメリットがある。研究者は常に満足した状態で研究に励め、なにか大きな発明をすれば次年度の交渉で有利に発言できるという安心感があるため、かつて日本で頻発した、過去に遡って対価を請求する大規模な職務発明訴訟は起こりにくくなることが期待される。 ・企業や大学は、現行法同様、その権利を譲渡してもらいたいと思う場合もあるはずで、その場合は、「報い」ではなく、対価のはずであるが、この対価をどのように定めるのかははっきりされたい。（例えば、法に何か基準のようなものを残す、ガイドラインで処理する、企業にフリーハンドとする等）	5	経済上の利益の具体的内容については、使用者等と従業者等の調整の手続に関するガイドラインに従って、経済上の利益の付与を決定する際、各企業等が自主的にその具体的内容を決定していくものと考えております。
13	⑤権利を保障する際の措置	・義務違反や使用者等と従業者との調整不調の場合を想定し、実効性を持たすべく、従業者側から見た民法上の請求権とは別個の利益請求権および利益請求権を基礎とする特定の方策も法定すべきである。（例えば、現行法5項と同程度の規定や懲罰的賠償（金銭以外のものも含む）など。） ・現行法における「相当の対価」については最終的には裁判所が決するものであるが、「経済上の利益」付与義務についても、当該義務を使用者等が履行しているか否かについては最終的には司法判断に服する旨明らかにしておくべきである。	2	例えば、使用者等と従業者等の調整の手続に関するガイドラインに則って経済上の利益を付与する義務を履行しなかった場合や調整が不調に終わった場合には、当該義務の履行について、最終的には司法判断がなされるのは当然と考えております。

3. 方針第2（特許を受ける権利につき、初めから使用者等に帰属するものとする）に関する意見				
14	①賛成	・「職務発明に関する「特許を受ける権利」が、原則として会社に帰属する今回の法改正案は、(1) 予約承継の不安定性（二重譲渡）を排除し明確になる点、(2) 共同発明者間での帰属の不安定性を解消し明確になる点、などから歓迎する。 ・職務発明は、従業者等が使用者等の人的物的資源を利用して従業者等の職務として行った研究開発の成果であるから、職務発明についての「特許を受ける権利」が使用者等に帰属するという制度こそが、民法等他の法律の原則と整合するものであり、この方向での見直しは当然である。 ・職務発明に関する「特許を受ける権利」について、「初めから使用者等に帰属するものとする」という基本的な方向性については原則的に賛成する。 ・職務発明の特許を受ける権利を初めから使用者等に帰属させる制度とした場合には、例えば職務発明に関する契約・勤務規則等の整備といった何等かの条件を、使用者等に義務付けることが望ましい。 ・特許を受ける権利の従業者帰属を希望する場合を除いて、初めから（原始）使用者等に帰属する制度に賛成する。 <理由> （Ａ）実務運用との整合性 企業による特許出願が特許庁に出願される特許出願の97%を占めていることから、大企業、中小企業に関わらず、企業で生まれる職務発明の特許を受ける権利のほとんどが法人に譲渡された上で運用されていると考えられるから、意思表示の必要なく初めから（原始）法人帰属とするのが企業実務上極めて自然であり、整合性が高い。 （Ｂ）権利帰属の脆弱性の解消 原始法人帰属により発明時点で国内外の特許を受ける権利を予約承継ができないことや二重譲渡問題に伴う権利帰属の脆弱性を回避することができ、たとえば海外企業との提携をスムーズに進めることができる。すなわち、日本の中小企業やベンチャー研究所等のイノベティブな技術が研究開発アライアンスの対象から外れることなく、オープンイノベーションに参加することによりその発明が最大限活用され、国益に資し、引いては成長戦略に叶う。 （Ｃ）営業秘密の流出が国家的な懸念として議論されているところ、退職した従業員に特許を受ける権利が残ることによる営業秘密流出が増大する懸念、例えば、悪意の発明者が営業秘密と共に他国の企業等に特許を受ける権利を渡してしまうといった懸念を払拭できる。	23	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

14	①賛成	・職務発明に関する「特許を受ける権利」について、初めから使用者等に帰属するものとすることに賛成する。 ＜理由＞ 職務発明については、従業者等が、職務を遂行する上でなした発明であることから、特許を受ける権利は使用者等に帰属させ、使用者等による権利取得・活用を図ることが我が国のイノベーション促進に資する。 現行制度においては、職務発明を契約・勤務規則等によって予約承継することができるものの、中小企業、特に発明をそれほど多く生み出さない中小企業にとっては、職務発明に関する契約・勤務規則等を整備することが容易でない場合も多くある。そのため、発明者が退職をしたときに、転職先の会社が特許出願を行うことも生じ得、権利の帰属について脆弱性がある。 特に印刷業界は中小企業が多く、従業者等が職務上なした発明についての特許を受ける権利が最初から使用者等に帰属すると定めることは、会社経営にとって極めて重要な制度改正であり、強く希望する。 他社や大学等との共同開発において、特許を受ける権利の譲渡を受ける際、全発明者の同意が必要で、他社の発明者が拒否した場合に出願できなくなるリスクが低減され、また、手続きも簡便になる。 新技術による製品・サービス開発は、会社の将来の事業のために会社が用意した設備を使用し、チームで行うことが多く、また発明成果の事業化にあたっては発明者以外の製造技術、営業活動等に携わる従業員等の協力がなくてはできないため、初めから使用者等に帰属させることは企業での研究開発の目的や企業活動の実態に合致している。 ・現行特許法３５条所定の職務発明に関する特許を受ける権利が初めから発明者である従業員等に帰属する制度（いわゆる「従業員帰属制」）に加え、職務発明に関する特許を受ける権利を初めから使用者等に帰属させる制度（いわゆる「法人帰属制」）をも採用することを可能にした見直し案の改正の方向性に賛成する。 ・企業に雇われて研究している以上、該当する職務発明は企業のものになるのは当然である。 ・職務発明に関する「特許を受ける権利」については、初めから使用者等に帰属するものとすることに賛成する。 ただし、特許を受ける権利の帰属に柔軟性を与える方策は、以下の２案に分類できるものと思料する。 （ａ案）職務発明の特許を受ける権利はデフォルトで使用者等に帰属するものとし、契約や別段の定めによりその権利が初めから発明者に帰属するものとする。 （ｂ案）職務発明の特許を受ける権利はデフォルトで発明者に帰属するものとし、契約や別段の定めによりその権利が初めから使用者等に帰属するものとする。 （ａ案）の方策が採られた場合、従業者等帰属を希望する法人では、従前通りの手続きによると、望まれていないにも拘らず特許を受ける権利だけが自動的に使用者等に帰属してしまうという不利益が生じ得る。また、職務発明に関する契約・勤務規則等を有しない法人では、特許を受ける権利だけが自動的に使用者等に帰属してしまい、そこに所属する発明者の権利が不当に扱われる事態が頻発すると予想される。 （ｂ案）の方策が採られた場合、契約等が履行されなければ特許を受ける権利は発明者に帰属することになり、これらの問題は生じない。尤も（ｂ案）によると、使用者等帰属を希望する法人に、帰属に関する契約等の適切な履行を要求することになるが、この要求は、受益者たる使用者等に過度な負担を求めるものではないと思料する。 以上の観点より職務発明の特許を受ける権利の帰属に柔軟性を与える方策としては上記（ｂ案）が望ましいと考える。 ・各社の研究開発体制等の実態は異なるため、それぞれの意思を尊重することは大前提であるが、特許を受ける権利についての「二重譲渡」「帰属の不安定性」といった問題を解決するため、今回の法改正により、全ての企業について、何らの手続きを経ることなく、特許を受ける権利は原始的に法人に帰属するものとするのが望ましい。その上で、これを現行法と同様に従業者帰属としたい場合は、各社においてその旨の意思表示を行なうこととされたい。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
----	-----	---	------------------------------------

15	②反対	・職務発明が原始的に法人に帰属するような法改正をすることには反対する。 ・職務発明に関する「特許を受ける権利」の使用者帰属化には反対する。 <理由> 中国では、使用者と従業者の間で特許権の帰属をめぐる紛争が見られ、職務発明が使用者帰属となった場合、今後日本でも同様な問題の発生が懸念されること、および、報告書案にある「1. 職務発明制度の見直し」とある部分に記載の諸問題は現行法でも十分対処可能であるから。 ・原始的法人帰属を法定したときの影響が明らかにされていない。もし、職務発明規定のない中小企業、自ら発明を実施することはまずない大学や研究所、あるいは普通は特許と関係のないような飲食店や小売店、金融機関、その他のサービス業の会社、それらの大変な数の企業や機関においても発明がなされることがありうるが、これらの企業や機関においてなされた発明も強制的に法人に帰属させてしまつて本当にいいのか。また、コンプライアンス上必要であるとして、発明がなされるかどうか全く分からないような企業も含めて、職務発明規定の制定を義務づけるようなことができるのか。 また、これらの企業や機関を原始的法人帰属の対象から外すよう規定するような条文を作成するのは困難ではないか。大学の研究者と一般企業の従業者が共同で発明した場合、企業の従業者が大学あるいは研究機関に出走していた場合、派遣社員が発明した場合等で線を引くことが財産権の権利関係の整理の仕方として正しいのか。 したがって、そもそも必要性のない原始的法人帰属を規定する法律改正を行うというのは、明らかな誤りである。 ・法人帰属になると、日本で今まで親しまれていた発明者帰属から解放されることにより、発明の成果の発表が、目先・直前の利益にとらわれた使用者等の判断に恣意的に委ねられ、ひいては最新開発情報を世に公開して、次の開発に委ねるという「開発サイクル」が崩壊することが懸念される。	6	いわゆる二重譲渡問題や権利の共有に係る問題に関し、当小委員会では、職務発明に関する特許を受ける権利が初めから使用者等に帰属することで、これらの問題を解決することが、最も確実であるとの議論となりました。 なお、報告書案第4頁に「職務発明に関する契約・勤務規則等を有しない法人に対しては、特許を受ける権利が当該法人に自動的に帰属することで、当該法人に所属する発明者の権利が不当に扱われ、使用者等と従業者等の間のトラブルの原因となることのないようにする。もとより、職務発明に関する契約・勤務規則等は整備すべきものではあるが、その一方で、職務発明に関する契約・勤務規則等を定めることが難しい中小企業が存在するという実態にも配慮する必要がある。」とありますように、中小企業等の事情に配慮するように致します。
16	③法人帰属における法定対価請求権と実質的に同等の権利	・訴訟事件の多くは、表向きは「相当な対価」を目的として訴訟提起されたように報じられているが、実際は発明者の処遇を巡って争われているのが、実態ではないか。 すなわち、特許法の問題ではなく、実際は労働法の問題でありながら、訴える機会として、特許法の規定が使われているのであって、労働法の面から手当しない限り、職務発明訴訟と同様の訴訟が提起され、訴訟自体は無くなると考える。理由は、今回の法改正で「従業者等に付与する義務を課することを法定する」規定が盛り込まれるが、労働法の面から手当しない限り、訴訟自体はなくなると考える。そこで、著作権法のように、最初から法人帰属にしまい、「法定対価請求権と実質的に同等の権利」を保障もしないほうが適当であり、「民間の自主性を尊重」すれば、よい。 職務発明訴訟で困っているのは、「対価に関する契約・勤務規則等」がある会社であり、そうであるなら、その会社の「自主性を尊重」すればよいのであるから、単に法人帰属に改正するだけでよい。 そうでなければ、敢えて、法改正を行う必要はなく、現行法で十分であり、新たな法改正は実質的には何ら変わらないと考える。	1	報告書案第3頁における「使用者等の規模、業種、研究開発体制、遵法意識、従業者等への処遇などに大きな濃淡があるため、使用者等の自主性のみに委ねても従業者等の発明へのインセンティブが確保されるとは言えない場合もある。」との観点に鑑み、現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障する必要があると考えております。

17	④報告書案の記載ぶり	・「1. 職務発明制度の見直し」の第二のただし書きについてその趣旨を明瞭にするために、例えば、「ただし、特許を受ける権利を原始的に従業者等に帰属させることを希望する法人（特許を受ける権利を機関帰属とする場合でも、従前通り原始的には研究者に帰属させることを希望する大学や研究機関や、特定の組織に専従せずに個人として活動する優れた研究者を引きつけるために特許を受ける権利に従業者等帰属を経営戦略として選択する企業等）については、従前通り、それを可能とする」と、表現を変更することを希望する。 ・「特許を受ける権利を研究者に帰属させることが適切な大学や研究機関」との記述について、研究者が読めば、この報告書で述べている大学等は「原始」機関帰属ではないとできるという意味以外に、法人化後進めてきた「原則機関帰属、非承継なら個人帰属」を否定し、大学は法人化前の個人帰属にもどるかにように読めるので、是正することを希望する。 ・改正法においては、従業者等がなした職務発明に関する「特許を受ける権利」が「原始的使用者帰属」を提言するが、原始的使用者帰属とするにあたり、使用者等による手続履行等、何らかの条件を要するものであるか否かについては明確には言及しておらず、必ずしも明らかでない。 ・報告書案第4ページの第3段落、「ただし」以下に記述されている、「大学（略）」については、従前通り、それ（特許を受ける権利に従業者等帰属）を可能とするものとし、本制度改正によって不利益を被ることのないようにする」の部分を強調することを希望する。さらに、この但し書きの趣旨が、特許法の改正条文へ反映されることを希望する。 ・報告書案の、「特許を受ける権利を研究者に帰属させることが適切な大学」は、この報告書案で意図する『大学等は「原始」機関帰属ではないとできる』という意味の他に、国立大学がその国立大学法人化後に進めてきた、『原則機関帰属、非承継なら個人帰属』の方針を否定し、大学は法人化前の個人帰属に戻るかのようにも読めてしまうので、この箇所の記事方法を再考することを希望する。 ・日本の産業を支える重要な役割を果たしている中小企業（日本に約420万社、全企業の99%、雇用者数では6割強を占める）においては、職務発明規定のない企業が少なからずあると言われており、また、自ら発明を実施することはまずない大学や研究所、あるいは普通は特許と関係のないような飲食店や小売店、金融機関、その他のサービスの会社、それらの大変な数の企業や機関においても、発明がなされることがあり得るが、これらの企業や機関においてなされた発明も強制的に法人に帰属させてしまっただけで、これらのか。これらの問題に対する検討や対策が、本報告書案に表れていないため、原始的に法人帰属としたときの問題点を十分に検討したのか疑問である。 ・報告書案第4ページの第3段落「ただし」以下については、「大学」を修飾する部分を修正した上で、報告書案から削除せず、必ず明記することを希望する。 ・「ただし、特許を受ける権利に従業者等帰属を希望する法人（特許を受ける権利を研究者に帰属させることが適切な大学や研究機関や、特定の組織に専従せずに個人として活動する優れた研究者を引きつけるために特許を受ける権利に従業者等帰属を経営戦略として選択する企業等）については、従前通り、それを可能とするものとし、本制度改正によって不利益を被ることのないようにする。」とあるが、どのような方法で、「可能とする」のか、不明である。 就業規則や契約でということになると思うが、就業規則を有しない中小企業などとの関係もあり、今の時点で透明性がない。 少なくとも上記方法として、何を想定しているかという点ははっきりさせておいた方がよい。	8	大学につきましては、報告書案第4頁に「特許を受ける権利に従業者等帰属を希望する法人（特許を受ける権利を研究者に帰属させることが適切な大学や研究機関や、特定の組織に専従せずに個人として活動する優れた研究者を引きつけるために特許を受ける権利に従業者等帰属を経営戦略として選択する企業等）については、従前通り、それを可能とするものとし、本制度改正によって不利益を被ることのないようにする」とありますように、企業と異なる大学の事情に配慮いたします。なお、大学における権利の帰属の在り方について、制約を加える趣旨ではございません。 使用者等帰属に関し、インセンティブ施策についての使用者等と従業者等の調整の手続に関するガイドラインが、職務発明に関する特許を受ける権利を初めから使用者等に帰属させる上での条件になるという趣旨ではございません。 また、報告書案第4頁に「職務発明に関する契約・勤務規則等を有しない法人に対しては、特許を受ける権利が当該法人に自動的に帰属することで、当該法人に所属する発明者の権利が不当に扱われ、使用者等と従業者等の間のトラブルの原因となることのないようにする。もとより、職務発明に関する契約・勤務規則等は整備すべきものではあるが、その一方で、職務発明に関する契約・勤務規則等を定めることが難しい中小企業が存在するという実態にも配慮する必要がある。」とありますように、中小企業等の事情に配慮するように致します。
----	------------	--	---	--

18	⑤大学・病院	・職務発明に関する「特許を受ける権利」については、現行制度を改め、初めから使用者等に帰属するものとするとともに、特許を受ける権利の従業者等帰属を希望する法人（特許を受ける権利を研究者に帰属させることが適切な大学や研究機関や、特定の組織に専従せずに個人として活動する優れた研究者を引きつけるために特許を受ける権利の従業者等帰属を経営戦略として選択する企業等）については、従前通り、それを可能とするものとし、本制度改正によって不利益を被ることのないようにすることが記載されている。 このことは、大学にとっては、以下のような大学特有の事情を考慮すべきであることから極めて重要。即ち、特許出願の目的において企業と異なり、大学においては研究成果の社会への普及、活用の促進のための権利の保護という点が極めて重要であり、自事業保護・強化という観点から成される企業とは異なる。また、研究者等の研究に対する目的意識の多様性、自立性、学術発表の重要性があるとともに、使用者帰属にした場合には、研究者の発明創出意欲への影響の他、兼務や異動に際しての発明の取扱への影響があげられる。更に、大学では職務発明として取扱えない学生発明の取扱の問題があるが、これは現行法の下では、教職員と同等の補償をすることで、教職員と同等に扱うことができている。加えて、法改正により使用者帰属になった場合は、大学として出願数が増大して必要な特許費用が増大する可能性があること、また承継したが出願しない場合は発明の補償の問題が生じる恐れがあること、全件承継による管理コストが増大することなど、不利益を蒙ることが懸念される。 これらの課題を十分に考慮せず一律的に使用者帰属とした場合は、我が国が競争力を強化し持続的な発展を遂げていくためのイノベーション創出への大学の貢献が阻害される虞がある。 以上から、今回の法改正に大きな影響を持つ今回の報告書の最終版においても、上記ただし書きの趣旨は必ず残す必要がある。 ・大学が発明者帰属を選択できるようになったとしても、これまで通り承継により大学が権利を優先承継できることは明確にすることを希望する。 ・機関帰属が選択できるとしても、機関が権利取得しない場合の個人への譲渡手続きが生じる点や学内の職員規定や知財関連規定を周知しなければならない点などが懸念されるので、その点については、インセンティブ施策のガイドラインと共に課題整理を希望する。 ・大学における発明も企業とは異なる扱いをすべきであるが、中小企業と同様に手当が必要である。 ・多くの大学が希望していることは、現行法と同様に、職務発明に係る特許を受ける権利を研究者・発明者に原始帰属させた上で、必要に応じて大学が権利承継して出願することである。従って、「職務発明に関する特許を受ける権利について初めから使用者等に帰属させる」ことを原則とする改正法においても、報告書案の「・・・従前通り、それを可能とするものとし、本制度改正によって不利益を被ることのないようにする。」との主旨を反映することを希望する。 ・病院等については、職務発明規程含め知財管理体制を有しない機関がほとんどといえるから、職務発明の規則等を有しない機関に所属する発明者の権利が不当に扱われることがないような制度設計を希望する。	12	大学につきましては、報告書案第４頁に「特許を受ける権利の従業者等帰属を希望する法人（特許を受ける権利を研究者に帰属させることが適切な大学や研究機関や、特定の組織に専従せずに個人として活動する優れた研究者を引きつけるために特許を受ける権利の従業者等帰属を経営戦略として選択する企業等）については、従前通り、それを可能とするものとし、本制度改正によって不利益を被ることのないようにする」とありますように、企業と異なる大学の事情に配慮いたします。 また、病院等につきましても、「職務発明に関する契約・勤務規則等を有しない法人に対しては、特許を受ける権利が当該法人に自動的に帰属することで、当該法人に所属する発明者の権利が不当に扱われ、使用者等と従業者等の間のトラブルの原因となることのないようにする。もとより、職務発明に関する契約・勤務規則等は整備すべきものではあるが、その一方で、職務発明に関する契約・勤務規則等を定めることが難しい中小企業が存在するという実態にも配慮する必要がある。」とありますように、病院等の事情に配慮するように致します。
----	--------	---	----	---

19	⑥中小企業	・中小企業は、長年にわたる厳しい経営環境のなかで企業としての維持存続に目一杯であり、職務発明制度についての認識も大企業に比肩して必ずしも十分ではなく、また職務発明規程の整備（対価の基準の策定）といった点についてみても、特許法が求めるようなものを整備するというのは期し難い実情にある。 イノベーションを推進し、企業内での発明者を適切に処遇しつつ、企業における特許発明の実施を阻害することなく、競争力を高めようという今次改正の目的からすれば、数のうえでは日本の企業のほとんどを占めると言ってもよい中小企業において、紛争の種を植え付ける結果を招来するような制度改革は、立法政策的に適切ではない。 長年にわたって従業員帰属制を採用してきた特許法の歴史的な改正経緯をも踏まえれば、ひとまず原則的に従業員帰属制とし、将来、社会一般の法人帰属制への理解が進んだときに、原則的に法人帰属制を検討するのが適切。 今次特許法改正の大目標が、わが国産業の競争力強化であることに鑑みれば、わが国産業の礎である中小企業からみて、いたずらに経営者に対して手間を強いるだけの面倒な改正であり、混乱要因を生むだけのものでしかないなどの誹りを受けるのは、立法目的からしても好ましいことではない。 ・法的知識に疎く、就業規則を持っていない中小企業などについて、原則法人帰属となってしまうことは、中小企業における知財管理の実情を無視するやり方であるから、かかる点について考慮すべきである。 ・「職務発明に関する契約・勤務規則等を定めることが難しい中小企業が存在するという実態にも配慮」される際は、同時に、それらの企業が契約・勤務規則等を定めるに至る前であったとしても、先ず発明者の特定は厳格に行うように仕向けることを必要とする。 ・「②特許を受ける権利の所在」については、初めから使用者側に帰属させることで事務手続きの簡素化を目指した点には賛成。知財専門のスタッフを抱える余裕のない中小企業にとって非常に有益である。 ・職務発明に関する契約・勤務規則等を定めることが難しい多くの中小企業についてまで一律に、特許を受ける権利を自動的に使用者等に帰属させた場合、制度が未整備のまま、無条件に使用者が職務発明について特許権を取得してしまう事態が生じ、使用者等と従業者等との間のトラブルが頻発することが想定される。 中小企業がこの種のトラブルに巻き込まれないための配慮として、特許を受ける権利は、使用者等による意思表示なり発明成果に対して報いるための努力なりが明示的になされることを条件に初めから使用者等に帰属するものとし、意思表示等が何らなされない場合は、特許を受ける権利を発明者に帰属させることとするのが望ましい。 ・中小企業等が職務発明に関する規則を整備していないまま、職務発明の特許を受ける権利が自動的に使用者等に帰属してしまうと、使用者等と発明者との間でトラブルが生ずるおそれが出てくる。 したがって、職務発明の特許を受ける権利を使用者等に帰属させるための条件が満たされていない場合には、その権利は発明者に帰属させることが望ましい。 ・従来どおり従業者帰属とすることも可能とするとともに、職務発明に関する契約・勤務規則等を有しない法人に対しては、特許を受ける権利が当該法人に自動的に帰属することで、当該法人に所属する発明者の権利が不当に扱われないようにする措置を講じる（仮に、当該法人に特許を受ける権利が自動的に帰属する場合には、発明者に経済上の利益が確実に与えられる措置が必要。）ことも必要であることに異論はない。	7	中小企業につきましては、報告書案第4頁に「職務発明に関する契約・勤務規則等を有しない法人に対しては、特許を受ける権利が当該法人に自動的に帰属することで、当該法人に所属する発明者の権利が不当に扱われ、使用者等と従業者等との間のトラブルの原因となることのないようにする。もとより、職務発明に関する契約・勤務規則等は整備すべきものではあるが、その一方で、職務発明に関する契約・勤務規則等を定めることが難しい中小企業が存在するという実態にも配慮する必要がある。」とありますように、中小企業等の事情に配慮するように致します。
----	-------	--	---	--

20	⑦職務発明以外の発明	・職務の範囲外に当てはまる研究開発によって生じた発明の特許を受ける権利は従来制度のように従業者に帰属することとし、使用者への譲渡と引き換えに相当の対価を支払うべきである。	1	当小委員会は職務発明制度について議論を行ったものであり、職務発明以外の発明については対象としておりませんが、御指摘の点につきましては、今後の参考とさせていただきます。
21	⑧制度設計における検討項目	・法人帰属を原則としつつ発明者帰属の可能性も示唆されているが、発明者帰属の可能性がある場合、使用者等には法定通常実施権があることを、特許法上明記すべきである。 ・例外規定を設けるに当たっては、第三者（特に、権利が共有にかかる場合の相手方や仮実施権者）にとっても不利益になることの無いよう配慮することを希望する。 ・大学等で研究する学生や留学生、研究生、医師等の発明の帰属の不安定さの原因となっている現行特許法第35条2項の在り方に関する議論が十分になされていない。今後、原始的帰属先を法人とすることが可能になれば、当該規定の重要度が低くなることも考えられる。今後の議論で、廃止を含めた検討を希望する。	3	報告書案の内容を踏まえた具体的な制度設計の際には、御指摘の点も含め、検討してまいります。

4. 方針第3（インセンティブ施策についての当事者間の調整の手続に関するガイドライン策定）に関する意見				
22	①賛成	・報告書案第三「インセンティブ施策についての使用者等と従業者等の調整の手続に関するガイドラインを政府が策定すること。」に賛成する。	5	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
23	②ガイドラインの内容	・ガイドラインは、どの範囲で作成されるのか。 ・現行制度では、第2頁に記載の通り、「従業者等との協議、基準の開示、意見の聴取等」が考慮される旨を規定しているが、この現行制度が「従業者との調整」に変更される場合、現行制度との共通点や相違点をそれぞれ具体的に明示することを希望する。また、使用者等と従業者等との調整内容が明示されるのか、調整手続きが明示されるのか、その両者が明示されるのかわからないので、実際のガイドラインでは使用者等と従業者等との調整内容、調整手続き、具体例の開示を希望する。 ・日本における企業活動の自由度を上げることが、日本の産業競争力の向上につながるから、最低賃金のような低いレベルを規定するものとすべきであり、それを超える報奨については、各企業の自主的な取り組みに任せるべきである。 ・企業として最低限行なうべき取組みとベストプラクティスを明確に分けることを希望する。 ・「金銭以外のもの」について、現実的にどのようなものを想定されるのか、それらをどう従業者に明示するのかなどを、出来る限り具体的にガイドラインに示す必要がある。 ・大学においては、職務発明か否かの認定に困難を伴うことが多いようであるので、ガイドラインにおいて職務発明か否かの認定方法の詳細について書き込むことを検討すべきである。	6	ガイドラインについて具体的に検討する際には、御指摘の点も含め、今後検討してまいります。

24	③ガイドラインの性質	・ 民間の自主性を尊重し、企業実務に誤解や混乱を生じないよう、企業として遵守しやすい分かりやすい内容とされたい。 ・ 様々な使用者が想定されることを考慮して、参考となる雛形や事例集などを作成することを希望する。 ・ 多種多様な形態の使用者等が存在することを踏まえて、ガイドラインの内容が自由度の高いものであることを希望する。 ・ 法人がインセンティブ施策を構築する際に、従業員の納得が十分に得られる手続が明確に示されるとともに、事後の紛争を極力防止するため、事前に外部の意見も十分に徴した上で、インセンティブ施策の構築や運用に関する手続を可能な限り詳細にガイドラインに盛り込むことを要望する。 ・ 民間の自主性尊重の観点から、ガイドラインに従った手続を行えば、報奨内容について司法に介入されないことが明確な制度であることを希望する。 ・ 国内企業の大半を占める小企業においては、技術担当が開発した発明を活用して企画・製造・販売部門それぞれが混然一体となって事業を展開していることから、ガイドラインにおいては、発明成果への報いとして従業員等への経済上の利益付与と企業経営の健全な維持とのバランス（赤字経営の場合には付与する利益を制限するなど）に配慮するとともに、起業を目指す従業員等の意欲減退や発明開示の停滞などが生じないような措置を講じることを希望する。 ・ ガイドラインに従った契約や勤務規則等の定めがあれば、発明者に発生するのは、これらによって生じる請求権（約定債権）であるとされたい。また、ガイドラインに従った契約や勤務規則等に基づいて、従業員等に経済上の利益を付与した場合は、使用者は適切に従業者を処遇したものとみなされることを希望する。 ・ ガイドラインの策定に関しては、企業向けの一律のものではなく、大学の状況に対応したものも策定すべきことを、報告書に追記することを希望する。	21	ガイドラインについて具体的に検討する際には、御指摘の点も含め、今後検討してまいります。
25	④ガイドラインの策定プロセス	・ ガイドライン作成にあたっては、改めて意見を提出する機会を設けることを希望する。 ・ ガイドライン作成にあたっては、法律家の意見を聞くだけでなく、法人の知財管理担当者、研究者、経済学者・心理学者、社会学者の意見を聞くなど、広く英知を結集すべきである。 ・ ガイドラインは、インセンティブ施策についての使用者等と従業員等の調整の手続に関するものにすべきであり、説明会の開催等を通じて周知徹底されたい。 ・ 新たに法律およびガイドラインが策定されると、各法人は、研究活動に対するインセンティブの最大化と紛争リスクの最小化に向けて試行錯誤を重ねながら法人内制度の整備を続けることになるが、中小企業等においては他の経営課題に忙殺されるなどから制度整備が遅れる可能性があることにも十分配慮されたい。 国・政府等による、中小企業等に対する、制度整備の旗振・促進政策が強く望まれる。 ・ 法的な予見可能性を高めるためには、ガイドラインは経済産業省令にて規定すべきである。 ・ 小委員会で挙げられていた「ガイドライン」はいつ誰が作成するのか。また、「ガイドライン」は審査基準と同様なものであれば、法的拘束力がないため、インセンティブ施策にどのように有効利用されるのかがわからない。	11	ガイドラインについて具体的に検討する際には、御指摘の点も含め、今後検討してまいります。
26	⑤発明者以外の関係者への報い	・ 発明の完成から実用化までのすべての貢献者が適正に評価され、研究活動がさらに活性化するような施策を希望する。 ・ ガイドライン等において「発明成果に対する報い」が法定される場合、発明完成には発明者以外に関与した研究者や発明の実用化に貢献した研究者が存在することも考慮の上、すべての関係者が報われる施策を希望する。	2	発明者以外の従業員等に対してどのように評価をして報いるのかにつきましては、企業等の自主性に委ねられているところ、報告書案における職務発明制度の見直しの方向性案が、企業が発明者以外の従業員等に対して報いることについて阻害をするものではないと考えております。

5. その他				
27		・ 国家が経営者の判断を否定してでも対価を支払わせるべきなのは、どういう場合か、「イノベーション」への理解を示しつつ、明確にすべきである。 ・ 経営者が判断した対価の支払額を正当として司法審査の対象としないと特許法上明文化できるのは、どのような場合か、明確にすべきである。	2	報告書案第3頁に「企業における研究者のインセンティブ施策については、基本的には、企業の自主的な創意工夫に委ねることが望ましい。しかし、その一方で、使用者等の規模、業種、研究開発体制、遵法意識、従業者等への処遇などに大きな濃淡があるため、使用者等の自主性のみに委ねても従業者等の発明へのインセンティブが確保されるとは言えない場合もある。」とありますように、基本的に企業等の創意工夫に委ねられることが望ましいものの、現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障する必要があると考えております。 なお、インセンティブ施策についての使用者等と従業者等の調整の手のガイドラインについても、報告書案第4頁に「政府は、ガイドラインの策定にあたっては、研究活動に対するインセンティブについて民間における創意工夫が発揮されるよう、民間の自主性を尊重するものとする。」とありますように、基本的には企業等の経営判断が尊重されるものと考えております。
28		・ 報告書案の第4ページ下から4行目以降の、「発明は会社のものか、社員のものか」の記述部分は、不要と考える。「・・・のもの」といった場合、通常、特許を受ける権利または特許権を有する者（権利者）を指すのであって、発明者についての問題ではない。さらに、「会社の経営者と社員」との記述部分について、特許法では会社経営者が「使用者」に該当することもあり、また「従業者」に該当することもある。報告書案では使用者等と従業者等との関係を議論しているが、この段落だけ「会社の経営者と社員」の言葉を用いている。報告書においては、特許法第35条の趣旨に基づき、用語は厳密に使い分けるべきである。	1	御指摘の記述部分については、職務発明制度の見直しについての一般的な誤解を避けるために、あえて記述しているものであり、分かり易さの観点から、このような記載としております。
29		・ 報告書案第4～5頁に「発明者人格権」という言葉が現れるが、日本の特許法では、著作権法の著作人格権と異なり、発明者人格権は規定されておらず、パリ条約の「発明者掲載権」のような権利も規定されていない。特許出願において、発明者の記載は求められているが、それは特許庁長官に対し必要な手続きとされているだけで、発明者の権利と位置づけられているわけではないから、発明者人格権という言葉を使うのであれば、発明者人格権の内容や、現状と現状への評価も論ずるべきである。	1	「発明者人格権」という用語に関しては、当小委員会においては、発明者がその氏名を特許証に掲載されることについて議論があったことを踏まえて、通称として記載したものです。

Ⅲ. 特許料金等の改定

通し 番号	意見種別	寄せられた御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1. 特許部門及び商標部門における料金改定に関する意見				
30		・特許部門及び商標部門の料金改定について賛成する。	3	報告書案の内容を支持する御意見と理解いたします。
2. P C T 国際出願に係る国際調査手数料等の料金改定に関する意見				
31		・特許協力条約に基づく国際出願（P C T 出願）に係る英語による国際調査手数料等に関し、日本特許庁が日本以外の国の出願人にも利用され、日本特許庁を受理官庁とする英語による国際出願の活用がグローバルに広がっていくことは、日本企業にとって利点と考えられるため、現在の料金を据え置き、他国の料金水準よりも低額に設定されたい。	1	英語による国際調査等に係る手数料について、現行制度においては、日本語に係る手数料と区別することなく料金設定してきたところです。他方で、出願人間の公平性の確保等の観点から、今般の料金改定において、日本語及び英語の別に料金設定を行う体系に改める必要があり、英語に係る料金水準については、日本語に係る料金設定とのバランス、今後の出願動向、海外の料金水準等を踏まえて設定することが求められることから、その旨を報告書案において記載させていただきます。
3. その他				
32		・特許部門等の引き下げにあわせた形で意匠部門の料金も引き下げをされたい。	1	今般の料金改定においては、特許特別会計の中長期的な収支見通しに関し、特許部門及び商標部門において、今後中長期的に収入が支出を上回ることが見込まれること等を踏まえ、特許部門及び商標部門の料金の引下げについて検討する必要がある旨を、報告書案において記載させていただいております。
33		・国内基礎出願の調査結果がP C T 出願の調査報告に利用できる場合と、P C T 出願の調査報告が国内基礎出願の調査結果に利用できる場合、調査に関する費用（国内基礎出願の審査請求料とP C T 出願の調査手数料）はできる限り低額にされたい。	1	現行の制度運用において、P C T 出願に係る調査手数料の軽減措置として、当該国内出願の審査の結果の相当部分を利用できるときは、出願人の請求により、調査手数料の一部を返還する措置を講じております。また、国際調査報告が作成され、我が国に国内移行した国際特許出願については、通常の審査請求料よりも低額な審査請求料とする措置を講じております。 いただいた御意見につきましては、今後の特許行政における検討の参考とさせていただきます。

IV. 特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の加入

通し 番号	意見種別	寄せられた御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
34		・ 国際的調和の観点から、両条約への加入に向けた措置を講じることにについて賛成する。	1	報告書案の内容を支持する御意見と理解いたします。
35		・ 日本のPLT加入が、新興国等がPLTに早期加入し出願人にとって手続の利便性の向上が図られることの牽引力になることを期待する。 一方、PLT準拠のための救済措置の拡充にあたっては、指定期間経過後の一定期間内での手続が、理由なしに認められることになると理解している。 出願人の救済としての意義はあると考えるが、第三者にとっては監視負担が増えるため、出願人が制度を濫用する行為を抑制するような配慮、例えば、指定期間経過後の手続に際し別途料金を課すような措置が必要と考える。	1	報告書案の内容を支持する御意見と理解いたします。 条約に準拠した救済措置の導入に際しては、条約上の要請を踏まえつつ、救済に係る手数料の徴収といった措置も含め、救済措置の利益を享受する出願人と案件の処理状況を監視する第三者との衡平に配慮した検討を進めてまいります。
36		出願人への救済措置が図られることになるため、基本的には賛成する。 以下に要望等を記述する。 ・ 日本からの出願が増えている新興国等の条約加入が促進され、日本の出願人が利便性の向上を享受できるように、政府としての働きかけを要望する。 ・ 今回の条約加入にあたって必要となる措置に関しては、条約未加入の新興国等から出願する出願人も、条約締結国の出願人と同様に利便性の向上が享受できると思われる。しかし、日本から当該新興国等へ出願する場合には、利便性の向上が享受できず、相対的に不利となるため、そのような状況ができるだけ早く解消されるような取組みを要望する。 ・ 特許明細書欠落の補完があった場合、認定された出願日について公報で容易に分かるような対応を要望する。 ・ 指定期間経過後の請求による救済に関し、指定期間経過後にも手続をできるようにする場合、知財クリアランスへの影響が最小限となるよう、配慮を要望する。 なお、STLTについても同様の対応を要望する。 ・ 今後、商標をライセンスした場合、ライセンスしたことの申請や登録等が義務化され、その記録の有無が商標権のライセンスの効果に影響を及ぼさないよう配慮を要望する。	1	報告書案の内容を支持する御意見と理解いたします。 なお、特許出願の日や期間経過後の救済に関しては、御意見のとおり第三者に与える影響も少なくないと考えられますところ、出願人と第三者の衡平に十分に配慮して検討を進めてまいります。商標のライセンスに関する御意見についても、条約に準拠した制度運用における検討の参考とさせていただきます。

V. その他

通し 番号	意見種別	寄せられた御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
37		・我が国の「イノベーションの促進に資する」目的達成のため、料金引き下げ以外の施策についても、継続した検討を要望する。具体的には、欧州の制度のように、出願公開時にサーチレポートを付けることは、その後の無駄な費用が抑えられ、権利取得、維持方針など事業戦略に有効な特許取得に効果的であり、事業化にあたって知財クリアランスを得るための他社権利の調査費用等の負担も軽減できる。	1	いただいた御意見につきましては、今後知的財産権の制度的課題等について検討する参考とさせていただきます。